

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月9日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第31号

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条の2関係）

入院医療の必要性の高い者以外の者		入院医療の必要性の高い者	
減額認定証の区分	助成額/食	減額認定証の区分	助成額/食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	180円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期非該当）	240円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期該当）	190円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ（老福）の者	110円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	110円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	110円

「入院医療の必要性の高い者」とは「健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年9月8日厚生労働省告示第48

8号) 及び難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者とする。

第8号様式の2中「230円」を「240円」に、「180円」を「190円」に、「170円」を「180円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。